

◆ 上島 既に現在まで大変多くの質問や要望が出されている余裕教室、空き教室、学校施設の活用について質問いたします。

実際のところ、当区では既に防災施設やBOP事業を中心に、駒留中学では民間保育施設、駒沢中学での高齢者生きがい活動の施設など、学外転用という余裕教室の活用がなされ、全国を見渡せば、先進自治体と言ってもいい状況であると思います。しかし、これから学校では完全週休二日制に移行するという状況の下で、学校の地域開放の具体的な方針は示されていませんし、現在までさまざまな議論の中で、特に高齢者福祉分野で余裕教室の活用が言葉として出てきてはいても、肝心の教育委員会部門からの全体的な具体的な転用方針が出てきておりません。そろそろ区内最大の公共施設である小中学校の活用と位置づけをしっかりとさせなければならないかと思えます。

議会の議論の中でも、保健福祉部長から、支えあいミニデイやふれあい・いきいきサロンの整備に余裕教室の活用を推進する、在宅サービス部長から、余裕教室等を活用して支えあいミニデイの推進に重点的に取り組む、また教育政策担当課長からは、いろいろございますが、例えば障害者施策としての質問に対して、余裕教室活用推進委員会の課題として受けとめていくといったような答弁が議会でもしっかりなされております。

それでは、そういった点について、どれだけ現在まで委員会で議論されてきたのか。そして、その議論の途中経過はどうかと先日お聞きいたしました。どうもしっかりと議論がなされていないというような感じでした。やはり委員会として、もうそろそろ余裕教室活用計画なるものを示していただきたく考えますが、まず今日まで議論がなかなか進まないのはどうか。もちろん現実的には学校側、また父母や地域の方々との調整、各通達や法律などのさまざまな課題があるかと思えますが、その辺についてご説明をいただきたいと思えます。

また、推進委員会の中で各部から活用の要望を上げてもらうという方法をとっておるところでございますが、聞いたところによりますと、今まで三つしか要望が上がっていないということでしたが、議会の中での議論と随分かけ離れていると私は思いますが、その辺はどうなっているのか。幹となる委員会の中で各所管からしっかりと出されていないというのはなぜなのか。各所管でそこに上げるほど議論がなされていないのか。それとも、議会での発言は発言で、実際は余裕教室の活用にそう期待をしていないのか、理解しづらいのですが、いずれにしても、この推進委員会が十分機能していないように考えます。

また、細かい話ではありますが、余裕教室活用指針の中で、学内転用として特別教室等の整備基準が規定されておりましたが、小学校では十五教室、中学校では二十教室となっております。このような基準が果たして適当かどうか疑問を持っております。

例えば、中学校三学年で九クラスであっても、特別教室は二十なければいけないわけですし、平成七年に国において行われました、随分古いですが、関東管区行政監察局の監察結果では、これらの余裕教室の現状について、約二八%が有効な活用と認めがたいと判断をされております。その内容を見ますと、教材類が従前の教材室で対応できるにもかかわらず、余裕教室を教材室としているとか、また会議室、児童会室等は代替可能であるにもかかわらず、別々に設置しているなど、世田谷区の指針の整備基準を見れば、そういうふうに同じように見てとれるものがあるのですが、これらは見直すべきと考えますが、余裕教室活用推進委員会の議論の中でも、内容も含めてお答えいただきたいと思えます。

さて、もうすぐ完全週休二日制になるわけですが、そのときに学校施設の開放をしていくお考え

だとも思いますが、どういう形で開放していくおつもりなのか。余裕教室の活用として地域開放という手法がありますが、それらも含めて、そういった学校施設の活用に対する基本理念から管理運営のあり方まで改めてしっかりとお考えになって決定すべきと考えますが、現時点でどうお考えかお教えてください。

世田谷区としては、公共施設の管理運営についても、新しい公共という区民との協働を推進していく大きな方向性が公式にあるわけですが、学校施設の開放というところでの管理運営についても、区民との協働をお考えなのでしょうか。私自身は、将来的にはそういう方向でやっていくべきだと考えております。先日も新聞に台東区の総合学習の授業研究について書かれておりましたが、その中に教育のバリアフリー化という表現がありました。世田谷区は開かれた学校づくりに従前より力を入れておりますが、児童生徒や地域の視点に改めて立って、もちろん行き過ぎはいけませんが、学校職員や行政の考え方からつくられてきた教育を取り巻くバリアを外していくべきと考えます。教育の原点は家族や地域にあると私自身思っているからではあります。地域住民が主体となって学校を中心としたコミュニティーのコーディネートをしていく、そういう自立をはぐくむ仕組みをつくっていくべきだと考えます。例えば、現在は既に学校協議会が設置されておりますが、学校施設の開放における管理運営を徐々にお任せしていくという方向について、その辺も含めてお答えいただきたいと思っております。

最後に、総合して、今後この学校施設の議論の決着はどのようにしていくとお考えなのか、今後の取り組みについてお聞かせいただきたいと思っております。

今、社会は、人はどのように進んでいくべきか、大きな命題に対する答えが見出せないまま、日本だけでなく、世界的にかもしませんが、実に混沌としております。そういう中だからこそ、教育のあり方は大きく問われるのであって、またそういうときこそ原点に立ち返って考えることが必要だと思います。先に申し上げたとおり、教育の原点は家族や地域にあると私自身信じております。学校というのは、地域に最も身近な公共施設であり、地域社会の核と言ってもよい施設であります。そういう位置づけにある余裕教室を含めた学校施設の開放を通じて、核家族化などの新しい時代背景の中で失われた感性や情緒をどのように育むか、重要なテーマもそこにあるかと思っております。教育のあり方を含め広い見地からのご答弁を期待いたしまして、壇上からの質問を終わります。

◎ 小野教育長 私からは、管理運営を学校協議会等、新しい公共的な視点でゆだねることはできないかという点につきましてお答えさせていただきます。

これからの学校には、子どもたちの教育を学校のみで完結するのではなく、家庭や地域社会と一体となって、それぞれの役割を明確にしながら連携協力し、教育や生活全体の中から子どもたちに生きる力をはぐくみ、健やかな成長を促すことが求められております。そのためにも、私は、従前から施策をさらに充実し、地域が子どもたちを考え、地域が学校を考え、あるいは生涯学習の活動や地域コミュニティーの場としての土壌づくり、開かれた学校づくりを促進していかなければならないと考えております。その意味では、学校施設についても、ハード、ソフトの面につきまして、できる限り開放していくべきであろうと思っております。

お話のような視点は、今後の学校運営、あるいは開かれた学校づくりを促進していく上でも有効な一方策かと考えます。特に施設管理のあり方につきましてはさまざまな課題もございますが、それこそバリアを外して、学校が地域のための拠点として活用され、生かされるように、さらに検討を進めてまいりたい、このように考えます。

以上でございます。

◎ 教育政策担当部長 余裕教室について三点ほどお尋ねがございました。余裕教室の活用の具体化が進まないことについて、余裕教室活用推進委員会の議論の内容とまとめる時期について、あるいは完全学校週五日制などの実施を踏まえて、今後の取り組みについてどのように考えているのかなどについてまとめてお答え申し上げます。

ここ十五年ほど、児童生徒数の減少により学級数の減少が顕著になってきたことから、文部省は平成五年に余裕教室活用指針を策定いたしまして、学校教育において、将来とも恒久的に余裕となることが見込まれる普通教室を余裕教室と位置づけ、各自治体に有効活用を図るよう呼びかけました。指針策定の背景といたしましては、教育の多様化、個性化への対応策として、あるいは地域住民の学習活動などに活用を求める社会の声を受けての提案であったと認識しております。これを受け、世田谷区でも平成八年度に世田谷区余裕教室活用指針を策定し、有効活用を進めてきたところでございます。

この世田谷区の指針では、大きく分けて二つの活用方法を示しております。余裕教室が生じた場合は、まず多様な教育活用に対応し、学校教育の質的充実を図ります。具体的には、小学校、中学校ごとに、先ほど議員もご指摘したとおり、特別教室整備基準数を設けまして、その範囲内でさまざまな教育活動にかかわる機能を充実するように活用を図っております。実際には、多目的室やランチルームなどに主に活用しております。そして、教育活動の充実に向けた活用を図った上で、さらに基準を上回る余裕が生じた場合には、学校教育以外の目的に恒久的に活用する、このような余裕教室をいわゆる空き教室と呼んでおります。お話のように、保育園、BOP室など、合わせて約百五十教室を活用している状況でございます。

こうした空き教室の活用に当たっては、学校施設全体としてどのように活用するかという観点から、学校内のクラスルームとの連続性及び利用面や運用面を考慮した動線などの配置の見直しを行い、学校教育活動のゾーンとそれ以外の活用を目的としたゾーンに分けながら、大規模改修工事等の機会をとらえて整備してまいりました。しかしながら、ご指摘にありましたように、空き教室の活用を進めていく上では課題も多く、すぐには具体化に向けた取り組み、具体的な検討が進まない状況でございます。

具体的には、一つ目に、区内の児童生徒数の変動傾向が地域によって大きく異なっており、将来的な学級数の増加への対策として、余裕教室を確保しておく必要がある学校が出てきております。

二つ目に、学校の現場の声として、教育活動の充実のために余裕教室をより多く活用したいという考えが基本にあり、現在、余裕教室活用指針に定められている特別教室整備基準数をさらに拡大してほしいという要望がございます。特に新しい教育課程のもとに進められる学校教育の多様化への対応策として、総合的な学習の時間の中での調べ学習室や図書室やパソコン室等の充実に向けて活用したいという強い声がございます。

三つ目として、空き教室は、動線面や日照条件等、教育活動に使づらい場所に分散しておりまして、現状のままでは他に転用することは困難な場合もございます。

四つ目として、高齢者施策や保育施策を展開するに当たりましては、三ないし四教室分のまとまったスペースが必要となりますが、一つの学校内でそれだけの教室数、面積を確保することが困難な状況にあります。

五つ目として、高齢者施策等の施設整備の重点地域と余裕教室を保有している学校との地理的条件が一致しない場合がございます。このようなさまざまな課題がございます。

また、新たな課題といたしまして、議員ご指摘されましたように、来年度から完全学校週五日制が実施されることに伴って、学校施設を地域と共有し、より有効に活用していくための方策が求め

られております。具体的には、土曜日、日曜日のみならず、学校で使用していない時間帯の特別教室等を開放し、施設面において開かれた学校づくりを進めることや、高齢者とのふれあい給食などにより、子どもたちの情操教育などの教育活動と地域活動の双方をより豊かにする方策などの検討を進めていかなければならないと考えております。

このようなことから、余裕教室活用推進委員会では、学校、教育委員会、政策経営部、保健福祉部を初めとする区長部局の関連所管などのメンバー構成によりまして、これらの課題や、お話にありました活用指針の基準についても議論を重ね、活用に向けての具体的な可能性を模索しながら、ことしの秋ごろまでに骨格をまとめたいと考えております。

今後の取り組みにつきましては、教育環境のさらなる充実に配慮しながらも、地域の共有財産である学校の役割を再認識し、充実を図っていくことが重要であると考えております。その上で、区全体の公共施設整備計画との整合性を保ち、六つのゼロ対策を初めとする実施計画事業との総合的な調整を図りながら、取り組みの具体化を進めてまいります。教育委員会といたしましても、施設整備を伴う恒久的転用、すなわち空き教室の活用と学校教育との共用を目指す活用、すなわち学校開放の二つの観点から活用の可能性をより広げられるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆ 上島 正直、しっかりと議論をしていただければ、もうちょっと具体化になっていたのではないかと私は思っております。秋口に出して頂けるとご答弁がありましたので、期待しております。